

2020年9月7日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー
株式会社ボルテージ
代表取締役会長兼社長 津 谷 祐 司

第21期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第21期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面による事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態に関わらず、当日のご来場をお控えいただくようお願い申しあげます。当該方法ご利用の際は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年9月24日（木曜日）午後7時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

なお、上記をはじめ各種状況を鑑み、本年は株主総会ご出席株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 2020年9月25日（金曜日）午後1時 |
| 2. 場 所 | 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番8号
エビススバルビル5階「EVENT SPACE EBIS303」カンファレンススペースBC
※本年は、感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申しあげます。 |

3. 目的事項 報告事項

1. 第21期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第21期（2019年7月1日から2020年6月30日まで）
計算書類報告の件

決議事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

当社は、法令及び定款第15条の規定に基づき、連結計算書類の連結株主資本等
変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表をイ
ンターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲
載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には
記載しておりません。なお、監査等委員会または会計監査人が監査した連結計算
書類及び計算書類には、連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変
動計算書、個別注記表を含みます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が
生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.voltage.co.jp/>）に掲載させていただきます。

<株主様へのお願い>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更
新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス
<http://www.voltage.co.jp/>）より、発信情報をご確認くださいよう、併せ
てお願い申し上げます。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- ・会場入口付近で検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良
と思われる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場を
お断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから
14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いい
たします。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応
をさせていただきます。

(提供書面)

事業報告

(2019年7月1日から)
(2020年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、極めて厳しい状況にあります。個人消費は、緊急事態宣言の解除に伴い、このところ持ち直しの動きが見られます。実質総雇用者所得はこのところ弱い動きとなっていますが、消費者マインドは悪化傾向に歯止めがかかりつつあり、持ち直しております。

またモバイルコンテンツ業界においては、アプリストアの消費支出は、2019年は1,200億ドル(2016年の2.1倍)に達し、モバイルゲームは消費支出の72%を占めるまでになりました(注1)。

当社グループにおきましては、「日本語女性向け」「英語・アジア女性向け」「男性向け」「リアイベ」「電書・動画・コンシューマ」の5区分で事業を運営しております。アジア女性向け事業及びコンシューマ展開の拡大に伴い、第4四半期連結会計期間より、「英語女性向け」から「英語・アジア女性向け」、「電書・動画」から「電書・動画・コンシューマ」に区分名を変更いたしました。

当連結会計年度における売上は、「男性向け」が増加したものの、「日本語女性向け」「英語・アジア女性向け」が減少し、6,587,274千円(前期比7.5%減)となりました。費用は、売上減少による販売手数料の減少、採用抑制等に伴う労務費の大幅な減少及びサーバーのクラウド化やオフィス減床による賃借料の減少等により、全体として減少しました。さらに、第4四半期連結会計期間において新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり消費の影響によって売上高が増加し、営業損失は86,286千円(前期は営業損失198,988千円)、経常損失は87,597千円(同 経常損失237,140千円)となりました。また、ソフトウェアや共用資産等の減損損失による特別損失69,615千円の計上があったことで、親会社株主に帰属する当期純損失は160,746千円(同 親会社株主に帰属する当期純損失355,988千円)となりました。

事業区分別の業績は、以下の通りであります。なお、第4四半期連結会計期間より、事業区分を変更しておりますので、以下の前期比較については、前期の数値を変更後の事業区分に組み替えて比較しております。

事業区分別の主要なタイトル名、及びその略称は次の通りです。

事業区分	分類	主要タイトル	略称
日本語女性向け	読み物型（注2）	100シーンの恋+ ダウト～嘘つきオトコは誰？～	100恋+ ダウト
	アバター型（注3）	天下統一恋の乱 Love Ballad 誓いのキスは突然に Love Ring 眠らぬ街のシンデレラ 鏡の中のプリンセス Love Palace 新◆王子様のプロポーズ Eternal Kiss 魔界王子と魅惑のナイトメア	恋乱 誓い シンデ ミラプリ 王子 魔界
	カード型（注4）	あやかし恋廻り	あや恋
	声優型（注5）	アニドルカラース	アニドル
英語・アジア女性向け	読み物型	Love365: Find Your Story（注6） Lovestruck: Choose Your Romance（注7）	Love365 Lovestruck
	カード型	Ayakashi: Romance Reborn	Ayakashi
男性向け	カード型	六本木サディスティックナイト	六本木
リアイベ（リアルイベント）	イベント・ライツ展開	「アニドル」ファンミーティング	—
電書・動画・コンシューマ	電子書籍	KISSMILLe～100シーンの恋チャット小説～（注8）	KISSMILLe（キスマル）
	コンシューマ展開	Nintendo Switch向け「上司と秘密の2LDK」	—

①日本語女性向け

日本語女性向けは、「読み物型」「アバター型」「カード型」「声優型」に分類して展開しております。

主力の「アバター型」「読み物型」が減少し、売上高は3,971,763千円（前期比10.4%減）となりました。

②英語・アジア女性向け

英語・アジア女性向けは、「Love365」「Lovestruck」等が該当します。

「Love365」等が減少したことにより、売上高は1,457,322千円（前期比10.1%減）となりました。

③男性向け

主に「六本木」が大幅に増加したことにより、売上高は1,035,173千円（前期比8.4%増）となりました。

④リアイベ

イベント・ライツ展開が減少したことにより、売上高は82,285千円（前期比25.5%減）となりました。

⑤電書・動画・コンシューマ

電書・動画・コンシューマは電子書籍（「KISSMILLe」）及びコンシューマ展開（Nintendo Switch向けコンテンツ）が該当します。

主にコンシューマ展開が増加したことにより、売上高は40,729千円（前期比1,727.8%増）となりました。

- (注) 1. 出所：App Annie Inc. 「モバイル市場年鑑2020」2020年1月15日発表。
2. 読み物型：ストーリーを楽しむことがメインとなるタイプのアプリ。
3. アバター型：ストーリーをメインに、アバターなどのゲーム性を組み合わせたタイプのアプリ。
4. カード型：カードの収集・育成要素を持つタイプのアプリ。
5. 声優型：アプリ運用と並行し、声優陣を起用したアプリ外イベントやCD販売等を積極的に展開するタイプのアプリ。
6. Love365: Find Your Story：日本語版恋愛ドラマアプリを翻訳した海外市場向けコンテンツであり、1つのアプリ内で複数のタイトルが楽しめる「読み物アプリ」。
7. Lovestruck: Choose Your Romance：SFスタジオ（米国サンフランシスコにある連結子会社）にて海外市場向けに制作した「読み物アプリ」。
8. KISSMILLe～100シーンの恋チャット小説～：ボルテージの電子書籍事業の第1弾となる、投稿プラットフォーム型の「恋愛チャット小説アプリ」。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は41,826千円であります。これは主に、PC等の購入9,500千円、並びにコンテンツシステム開発及びソフトウェアの購入28,496千円によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中において、2019年12月5日の当社取締役会決議により、第三者割当による新株予約権を発行し、その行使により900,000株の新株式の発行が行われ、431,100千円の資金調達を行いました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2017年6月期)	第19期 (2018年6月期)	第20期 (2019年6月期)	第21期 (当連結会計年度) (2020年6月期)
売 上 高 (千円)	8,820,377	7,391,523	7,119,560	6,587,274
親会社株主に帰属する 当期純利益又は当 期純損失(△)	24,230	△1,328,030	△355,988	△160,746
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4.75	△259.79	△69.26	△28.62
総 資 産 (千円)	4,429,667	3,088,954	2,783,645	3,004,251
純 資 産 (千円)	3,736,587	2,364,900	2,004,933	2,285,012
1株当たり純資産額 (円)	731.77	460.23	389.91	376.91

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第18期 (2017年6月期)	第19期 (2018年6月期)	第20期 (2019年6月期)	第21期 (当事業年度) (2020年6月期)
売 上 高(千円)	8,537,467	6,580,929	6,352,229	5,820,066
当期純損失(△)(千円)	△169,339	△1,467,147	△373,228	△206,569
1株当たり当期純損失(△) (円)	△33.17	△287.01	△72.61	△36.78
総 資 産(千円)	4,478,039	2,977,228	2,669,441	2,837,202
純 資 産(千円)	3,830,437	2,321,321	1,949,359	2,183,825
1株当たり純資産額 (円)	750.15	451.75	379.10	360.16

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Voltage Entertainment USA, Inc.	1,200万USドル	100.0%	モバイルコンテンツ事業
株式会社ボルテージVR	3,000万円	100.0%	VR・AR・AI技術を用いたモバイルコンテンツ事業
株式会社ボルピクチャーズ	3,000万円	100.0%	映像コンテンツの企画・製作・販売

(注) Voltage Entertainment USA, Inc.の資本金のうち、Capital Surplusは11,999,975USドルとなります。

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な課題は、以下の項目と認識しております。

① ターゲット層の拡大

当社グループは、競争が激化するモバイルコンテンツ市場においてさらなる事業拡大を図るためには、ターゲット層の拡大が必要であると認識しております。そのために、市場環境を見極め、ターゲット層ごとの特性に即した戦略で、コンテンツを拡大してまいります。

② コンテンツラインナップの充実

当社グループは、ターゲット層に向けた魅力的なコンテンツの提供を継続していくことが、事業の成長につながると考えております。このため、ターゲット層のニーズを汲み取った新規コンテンツの投入、既存コンテンツへのストーリー及び機能の追加・改善を行うことが重要な課題であります。「恋愛と戦いのドラマ」という当社グループのコンテンツテーマの下、ターゲット層を年齢や嗜好等でセグメント分けし、各層の興味や葛藤等に対応した魅力あるコンテンツを提供することで、コンテンツラインナップの充実を図ってまいります。

③ ユーザー獲得の強化

当社グループは、提供するコンテンツのユーザー数の増加が、業績拡大のための重要な課題であると考えております。ユーザー獲得のため、テレビCM、モバイル広告等への積極的な広告露出、当社グループのコンテンツ間の誘導施策を継続的に行っております。今後も引き続き、当社グループのコンテンツの未利用ユーザーに向けた積極的な広告宣伝活動を展開するとともに、当社グループのコンテンツ間での誘導施策を強化し、ユーザー獲得の強化を図ってまいります。

④ 適正な配信プラットフォームの選択

当社グループは、コンテンツをターゲット層に届けるためのプラットフォームを適正に選択することが、事業の安定的な成長につながると考えております。昨今、モバイル業界では、端末、OS、プラットフォーム、課金システム等の分野で多数の事業者が世界規模の競争を行っており、著しい環境変化を引き起こしております。これに従い、ターゲット層のメディア利用状況も刻々と変化しています。当社グループは、この変化に的確に対応し、ビジネス効率を最大化すべく、適正な配信プラットフォームの選択に努めてまいります。

⑤ システム技術・インフラの強化

当社グループは、他社のサーバー等に関するサービスを機動的に利用しながら、システム開発及びサーバー構築・保守を行っております。当社グループのモバイルコンテンツは、スマートフォン等のモバイル端末を通じたインターネット上で提供していることから、システムの安定的な稼働、及びモバイル端末の技術革新への対応が重要な課題と考えております。これに対して、当社グループはサーバー等のシステムインフラについて、継続的な基盤の強化を進めるとともに、システム開発につきましても、開発プログラムのユニット化や標準化を進めることで生産性を向上させ、技術革新にも迅速に対応できる体制作りを努めてまいります。

⑥ コンテンツ事業における領域拡大

当社グループは、さらなる事業拡大のため、コンテンツ事業における領域拡大が重要な課題と考えております。当社グループがコンテンツ制作によって培ったノウハウを活かし、物語アプリコンテンツを軸に客層・技術・商品形態を拡張しながら、最適な事業分野を模索してまいります。

⑦ 優秀な人材の確保と組織体制の強化

当社グループは、今後のさらなる成長のために、優秀な人材の確保、及び当社の成長フェーズに沿った組織体制の強化が不可欠であると認識しております。人材の確保においては、新卒採用を中心に行っており、必要に応じて中途採用も実施し、当社グループの求める資質を兼ね備えつつ、当社グループの企業風土にあった人材の登用に努めてまいります。同時に、従業員の入社年数等の段階にあわせた研修プログラムを体系的に実施することによって、各人のスキルの向上を促します。また、組織体制につきましては、個々のチーム・従業員が最大限のパフォーマンスを出せるよう、計数指標管理に基づいた組織マネジメントを図ってまいります。

⑧ グループ体制の進化

当社グループは、業容を拡大するに従って、異なるターゲット層やコンテンツノウハウに対応していく必要があると認識しております。この対応は、企業単体でなく、複数の戦略子会社を含むグループ体制で取り組むことが効果的であると考えます。緩やかな連合体としてのグループ体制を進化させてまいります。

⑨ 自然災害、感染症等への対応

近年、台風などの自然災害や、感染症の流行が世界規模で発生しております。各種の緊急事態が起きた場合において、迅速かつ適切な対応を図ることで被害・損失や重要業務への影響を最小限に抑えるとともに、早期復旧により事業活動が継続できるよう、危機管理体制の強化を推し進めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2020年6月30日現在)

事業区分	主要内容
モバイルコンテンツ事業	スマートフォン等のインターネットに接続可能なモバイル端末の利用者を対象とした「恋愛ドラマアプリ」等のモバイルコンテンツの企画・制作・開発・運営

(6) 主要な営業所 (2020年6月30日現在)

① 当社の主要な営業所

本	社	東京都渋谷区
---	---	--------

② 子会社

Voltage Entertainment USA, Inc.	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市
株式会社ボルテージVR	東京都渋谷区
株式会社ボルピクチャーズ	東京都渋谷区

(7) 使用人の状況 (2020年6月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
231名 (52名)	20名減 (14名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
207名 (52名)	20名減 (14名減)	30.9歳	5.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数 (契約社員、パートタイマー、派遣社員等を含む) は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年6月30日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,120,000株
- ② 発行済株式の総数 6,133,675株 (自己株式91,581株を含む)
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は900,000株増加しております。
- ③ 株主数 5,672名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
津谷祐司	467,800株	7.74%
株式会社サードストリート	400,000株	6.62%
津谷奈々子	368,200株	6.09%
特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行	200,000株	3.31%
マイルストーンキャピタルマネジメント株式会社	193,800株	3.21%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	182,300株	3.02%
楽天証券株式会社	122,000株	2.02%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	76,600株	1.27%
GMOクリック証券株式会社	68,100株	1.13%
松井証券株式会社	61,300株	1.01%

- (注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式91,581株(1.49%)があります。
2. 持株比率は自己株式(91,581株)を控除して計算しております。
3. 第1位の津谷祐司氏及び第3位の津谷奈々子氏は、第2位の株式会社サードストリート及び第4位の特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行の所有株式を実質的に所有しております。
4. 2019年12月5日付で、第1位の津谷祐司氏と第5位のマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社との間で、津谷祐司氏の保有株式200,000株を上限とする株式の消費貸借契約を締結しておりましたが、2020年9月2日をもって全株返還されております。
5. 第4位の特定有価証券信託受託者株式会社SMBC信託銀行の所有株式は、第2位の株式会社サードストリートが所有していた当社株式を株式会社SMBC信託銀行に信託したもので、議決権は株式会社サードストリートに留保されております。
6. 第8位の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社は、2020年7月27日付でJTCホールディングス及び資産管理サービス信託銀行と合併し、日本カストディ銀行に商号変更しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

発行決議日	2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第6回新株予約権	2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第7回新株予約権	
新株予約権の数	2,500個	1,345個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 250,000株 (新株予約権1個につき100株)	普通株式 134,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり2,000円	新株予約権1個当たり1,300円	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 679円	1株当たり 532円	
権利行使期間	2019年12月23日から 2029年12月22日まで	2021年10月1日から 2029年12月22日まで	
行使の条件	(注1)	(注2)	
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数： 2,500個 目的となる株式数： 250,000株 保有者数： 2人	新株予約権の数： 400個 目的となる株式数： 40,000株 保有者数： 4人
	監査等委員	新株予約権の数： 0個 目的となる株式数： 0株 保有者数： 0人	新株予約権の数： 300個 目的となる株式数： 30,000株 保有者数： 3人

(注) 1. ① 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における終値が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使価額で行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

- ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 2. ① 新株予約権者は、2021年6月期から2023年6月期までの3事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）に記載される、いずれかの事業年度で売上高が11,219百万円（当社の連結売上高における過去最高額）を超過した場合に限り、当該売上高が当該水準を最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日（以下、「行使開始日」という。）

から、各新株予約権者に付与された新株予約権の50%を限度として行使することができる。また、行使開始日から1年が経過した日の翌日以降、全ての新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。

- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

発行決議日	2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第7回新株予約権	
新株予約権の数	1,345個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式	134,500株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり	1,300円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり	532円
権利行使期間	2021年10月1日から2029年12月22日まで	
行使の条件	(注)	
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数：565個 目的となる株式数：56,500株 保有者数：19人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数：80個 目的となる株式数：8,000株 保有者数：1人

- (注) ① 新株予約権者は、2021年6月期から2023年6月期までの3事業年度において、当社が提出した有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結財務諸表を作成していない場合には損益計算書）に記載される、いずれかの事業年度で売上高が11,219百万円（当社の連結売上高における過去最高額）を超過した場合に限り、当該売上高が当該水準を最初に充たした事業年度の有価証券報告書の提出日の翌月1日（以下、「行使開始日」という。）から、各新株予約権者に付与された新株予約権の50%を限度として行使することができる。また、行使開始日から1年が経過した日の翌日以降、全ての新株予約権を行使することができるものとする。なお、上記における売上高の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し有価証券報告書に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。
- ② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

③ その他新株予約権等の状況

発行決議日	2019年12月5日開催の取締役会決議に基づく第8回新株予約権
新株予約権の数	128個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 1,280,000株 (新株予約権1個につき10,000株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個当たり 25,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり 479円 (注)
権利行使期間	2019年12月23日から 2021年12月22日まで
発行時における調達予定資金の額	608,320,000円 (差引手取概算額)
割当先	第三者割当の方法により、発行した新株予約権の総数をマイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社に割り当てております。

(注) 当社は、本新株予約権の割当日の翌日（すでに本項に基づく行使価額の修正が行われたことがあるときは、直前の修正が行われた日の翌日）から起算して6ヶ月を経過した日以降に開催される当社取締役会の決議によって、行使価額を、当該取締役会の決議が行われる日の直前取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正基準日時価」という。）に修正することができる。ただし、修正基準日時価が320円（以下「下限行使価額」という。ただし、第11項の規定による調整を受ける。）を下回る場合には、下限行使価額をもって修正後の行使価額とする。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	津 谷 祐 司	Voltage Entertainment USA, Inc. Director 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ代表取締役社長
取締役副会長	東 奈 々 子	Voltage Entertainment USA, Inc. Director 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ取締役
取締役副社長	北 島 健 太 郎	
取締役	松 永 浩	総務IT本部管轄
取締役（監査等委員・常勤）	若 林 信 正	株式会社ボルテージVR監査役 株式会社ボルピクチャーズ監査役
取締役（監査等委員）	山 路 輝 久	
取締役（監査等委員）	井 口 敬 三	

- (注) 1. 取締役東奈々子氏の戸籍上の氏名は、津谷奈々子であります。
2. 取締役（監査等委員）若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏は、社外取締役であります。
3. 各取締役（監査等委員）は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・取締役（監査等委員・常勤）若林信正氏は、大企業における取締役及び監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）山路輝久氏は、大企業における監査役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
 - ・取締役（監査等委員）井口敬三氏は、大企業における取締役としての経験に基づき、財務及び会計に関する知識を有しております。
4. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために若林信正氏を常勤の監査等委員として選定しております。

② 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取締役（監査等委員を除く） （内、社 外 取 締 役）	4名 (0名)	51,744千円 (—)
取 締 役（ 監 査 等 委 員 ） （内、社 外 取 締 役）	3名 (3名)	11,808千円 (11,808千円)
合 計 （内、社 外 役 員）	7名 (3名)	63,552千円 (11,808千円)

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第18期定時株主総会において、年額350百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年9月28日開催の第18期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役（監査等委員）若林信正氏は、当社の100%出資子会社である、株式会社ボルテージVR及び株式会社ボルピクチャーズの監査役であります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取締役 (監査等委員)	若 林 信 正	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に大企業における取締役及び監査役としての経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	山 路 輝 久	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に大企業における監査役としての経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。
取締役 (監査等委員)	井 口 敬 三	当事業年度開催の取締役会17回の全てに出席し、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。主に大企業における取締役としての経験に基づき、社外取締役として中立かつ客観的な観点から発言を行っております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

⑤ 独立役員に関する事項

当社は、取締役（監査等委員）若林信正氏、山路輝久氏及び井口敬三氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 PwCあらた有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、業務の適正を確保するために必要な体制の整備いわゆる「内部統制システムの整備」を多年度に亘り継続的に取り組みを行っております。

毎事業年度に内部統制に係る評価計画を立案し、その評価計画を基に、整備評価、運用評価、最終評価の3段階に分け、各プロセスに係る担当責任者及び担当者が行った運用状況のモニタリングを、専任の内部監査室が検証、確認を行っております。

その進捗状況及び評価において、内部統制システムの運用上見出された問題点については、是正・改善並びに必要なに応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を確認し、毎月取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用を実施しております。

2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度におきましては、コンプライアンスに対する基本的考えである法令遵守規程を当社の経営体制、海外事業展開等を鑑み、社内グループウェアを通じて全従業員に周知しております。また、新規入社者に対しては入社時研修を都度実施することにより全従業員への徹底を実施しております。

運用面では、新基幹システム導入による仕入業務の適正化、また外貨対応を含む全体最適化を実施し、運用状況を適時・適切にモニタリングできるシステムの運用を実施しております。

以上のことから、第21期事業年度における内部統制システムは有効に運用されたものと判断しております。

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制の整備についての概要は以下の通りであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人に期待する行動指針の一つとして「法令遵守規程（コンプライアンス・マニュアル）」を定めて周知徹底し、高い倫理観に基づいて行動する企業風土を醸成し、堅持する。

コンプライアンス体制の構築・維持については、代表取締役社長直轄の内部監査室を責任部署とする。内部監査室は、内部監査担当部署として、業務が法令、定款及び社内規程に準拠して行われているかを検証する。また、企業倫理及び法令遵守に関する社内研修を人事部と連携して実施する。

但し、個人情報保護に関しては、個人情報取扱事業者である当社にとって重要度が高いため、個人情報保護管理者を委員長とする「Pマーク委員

会」の専管事項とする。

当社は、コンプライアンス上疑義のある行為等について内部監査室または社外の弁護士に相談、報告を行う「内部通報制度規程」を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理については、総務部にて情報の内容に応じて保存・管理する。総務部は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令の保存期間に準じて定められた期間、厳正に保存・管理する。その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営上のリスクの分析及び対策の検討については、代表取締役社長を議長とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員が出席する経営会議において行う。

全社的なリスク管理体制の整備については、総務部を責任部署として推進する。但し、個人情報管理については「Pマーク委員会」において体制の整備を維持する。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し最小限にとどめるよう努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定時取締役会を月1回開催し、業務執行に係る重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行状況の監督を行う。また、取締役会の決定に基づき役員会等を開催し、社内規程で定められた決裁権限に従って迅速かつ機動的な意思決定を行う。職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程その他の社内規程において明文化し、適時適切に見直しを行う。

業績管理に関しては、年度毎に予算・事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人においては、社内規程で定められた範囲において、忠実に職務を執行する。また、社内規程などに変更が発生した場合、社内グループウェアにより情報を入手しなければならない。

職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程、職務権限規程、その他の社内規程等において明文化し、適時適切に業務を執行する。

⑥ **当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社及び子会社における内部統制については、当社及び子会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し、総務IT本部等関係部署はこれを横断的に推進し管理する。

⑦ **子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**

子会社の取締役等の職務の執行に係る情報の収集、報告書類の保存及び管理については、総務部が行う。また、総務部は当社取締役からの閲覧要請に速やかに対応する。

⑧ **子会社の損失の危険の管理に関する規程、その他の体制**

子会社の経営上のリスクの分析及び対策の検討、及び不測の事態が発生した場合への対応は、取締役（監査等委員である取締役を除く）が出席する経営会議にて行う。

⑨ **子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社の取締役会は、毎月子会社からの業績報告事項等を基に、社内規程で定められた決裁権限に従って子会社取締役の執行の状況が効率的に行われているかを監督、指導する。

⑩ **子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

子会社の取締役及び使用人は、子会社の社内規程等で定められた範囲において、忠実に職務を執行するよう努める。当社の取締役会は、子会社の取締役及び使用人の職務執行状況が、適切に行われているかを監督、指導する。

⑪ **監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

現状は監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置していないが、将来的に監査等委員会が配置を求めた場合には、監査等委員会を補助すべき使用人を置くことができる。その場合、当該補助使用人は監査等委員会が指示した業務については、監査等委員以外の者からの指揮命令を受けず遂行し、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

⑫ **取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制**

監査等委員である取締役は、取締役会及びその他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。代表取締役及び業務執行を管轄する取締役は、取締役会等の重要な会議において、その管轄する業務の執行状況を報告する。

取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人は、重大な法令または定款違反及び不正な行為並びに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、「内部通報制度規程」等を利用し、内部監査室を通じて遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて取締役（監査等委員である取締役を除く）及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑬ **子会社の取締役、業務を執行する使用人、これらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制**

子会社の取締役、業務を執行する使用人等は、重大な法令違反、不正な行為等の事実を知ったときは、遅滞なく当社総務部に報告し、総務部は、監査等委員会に報告する。

また、監査等委員会は必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

⑭ **前2号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制**

監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）または使用人から得た情報について、原則として、第三者に対する報告義務を負わない。

また、報告をした使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関しては、その理由の開示を求めることができる。

⑮ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に係る事項**

当社は監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは、支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査等委員である取締役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

⑯ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査室に調査を求める。また、監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持って意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

⑰ 反社会的勢力による被害を防止するための体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する。

社内体制として、総務部を反社会的勢力対応部署とし、警察等の外部機関と連携をとりつつ対応する。

⑱ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け内部統制システムの構築を行うとともに、適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を講じることとする。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社配当の基本方針は、当社が将来行う事業拡張や体質強化のための内部留保の確保と、株主への利益還元のバランスを図っていくこととしております。具体的には、配当性向を考慮しつつ、配当金額の長期安定性も重視し、配当金を決定いたします。

当期につきましては、親会社株主に帰属する当期純損失を160百万円計上し、前期比では大幅に改善させたものの3期連続での赤字と厳しい結果となり、誠に遺憾ではございますが、剰余金の配当を無配とさせていただくことといたしました。なお、次期の期末配当につきましては、現時点では未定であります。上記の方針に従い、株主に対する適切な利益還元を検討してまいります。

連結貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	2,652,542	流動負債	719,239
現金及び預金	1,530,928	買掛金	90,716
売掛金	1,013,122	未払金	2,640
前払費用	67,598	未払費用	520,451
その他	41,026	未払法人税等	15,847
貸倒引当金	△134	預り金	36,578
固定資産	351,709	賞与引当金	6,805
有形固定資産	2,878	その他	46,198
建物	0	負債合計	719,239
工具器具及び備品	2,878	純 資 産 の 部	
無形固定資産	1,025	株主資本	2,265,356
ソフトウェア	1,025	資本金	1,159,229
投資その他の資産	347,805	資本剰余金	1,124,829
投資有価証券	117,253	利益剰余金	81,519
長期前払費用	6,711	自己株式	△100,222
差入保証金	115,910	その他の包括利益累計額	11,957
敷金	107,930	その他有価証券評価差額金	△66
資産合計	3,004,251	為替換算調整勘定	12,024
		新株予約権	7,698
		純資産合計	2,285,012
		負債純資産合計	3,004,251

連結損益計算書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,587,274
売 上 原 価		2,367,305
売 上 総 利 益		4,219,968
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,306,255
営 業 損 失		△86,286
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,572	
受 取 配 当 金	61	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	604	
固 定 資 産 売 却 益	586	
雑 収 入	1,046	6,871
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	6,807	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,053	
固 定 資 産 除 却 損	94	
雑 損 失	227	8,182
経 常 損 失		△87,597
特 別 損 失		
減 損 損 失	69,615	69,615
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		△157,212
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	3,533	
法 人 税 等 調 整 額	-	3,533
当 期 純 損 失		△160,746
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失		△160,746

貸借対照表

(2020年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,360,945	流 動 負 債	653,376
現金及び預金	1,338,832	買掛金	88,027
売掛金	910,642	未払金	2,640
前払費用	60,414	未払費用	462,276
その他	56,190	未払法人税等	15,859
貸倒引当金	△5,134	預り金	36,578
		その他	47,995
固 定 資 産	476,256	負債合計	653,376
有形固定資産	1	純 資 産 の 部	
建物	0	株 主 資 本	2,176,194
工具器具及び備品	1	資 本 金	1,159,229
投資その他の資産	476,255	資 本 剰 余 金	1,124,829
投資有価証券	117,253	資 本 準 備 金	1,124,829
関係会社株式	136,289	利 益 剰 余 金	△7,642
長期貸付金	3,130	その他利益剰余金	△7,642
長期前払費用	6,711	繰越利益剰余金	△7,642
差入保証金	115,910	自 己 株 式	△100,222
敷金	96,960	評 価 ・ 換 算 差 額 等	△66
		その他有価証券評価 差 額 金	△66
		新 株 予 約 権	7,698
資 産 合 計	2,837,202	純 資 産 合 計	2,183,825
		負債純資産合計	2,837,202

損 益 計 算 書

(2019年7月1日から
2020年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		5,820,066
売 上 原 価		2,048,328
売 上 総 利 益		3,771,737
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,877,318
営 業 損 失		△105,580
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,681	
受 取 配 当 金	6,566	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	604	
固 定 資 産 売 却 益	558	
雑 収 入	847	13,259
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	10,048	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,053	
固 定 資 産 除 却 損	37	
雑 損 失	227	11,366
経 常 損 失		△103,687
特 別 損 失		
関 係 会 社 株 式 評 価 損	30,000	
減 損 損 失	69,615	99,615
税 引 前 当 期 純 損 失		△203,302
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,267	
法 人 税 等 調 整 額	-	3,267
当 期 純 損 失		△206,569

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月21日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ボルテージの2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ボルテージ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年8月21日

株式会社ボルテージ

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木直幸	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	穴戸賢市	Ⓜ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ボルテージの2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年7月1日から2020年6月30日までの第21期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び執行役員並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会が定めた「監査等委員会監査等基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査室と連携の上、重要な会議等に出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び執行役員並びに使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年8月24日

株式会社ボルテージ 監査等委員会

常勤監査等委員 若林信正 ⑩

監査等委員 山路輝久 ⑩

監査等委員 井口敬三 ⑩

(注)常勤監査等委員若林信正並びに監査等委員山路輝久及び井口敬三は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	津谷 祐司 (1963年3月10日)	1985年4月 株式会社博報堂入社 1999年9月 当社設立 代表取締役社長 2013年9月 当社取締役会長 2014年9月 当社代表取締役会長 2016年7月 当社代表取締役会長兼社長（現任） (重要な兼職の状況) Voltage Entertainment USA, Inc. Director 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ代表取締役社長	467,800株
2	東 奈々子 (1969年6月21日)	1992年4月 株式会社博報堂入社 2000年4月 当社取締役 2007年10月 当社取締役副社長 2013年9月 当社取締役副会長（現任） (重要な兼職の状況) Voltage Entertainment USA, Inc. Director 株式会社ボルテージVR取締役 株式会社ボルピクチャーズ取締役	368,200株
3	松 永 浩 (1969年6月5日)	1990年4月 株式会社情報開発センター入社 2002年1月 当社入社 2005年9月 当社取締役（現任） (担当) 総務IT本部管轄	30,000株

- (注) 1. 各候補者と当社グループとの間には特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者東奈々子氏の戸籍上の氏名は、津谷奈々子であります。
3. 取締役候補者津谷祐司氏及び東奈々子氏は、当社を設立以来、優れた先見性と強力なリーダーシップを発揮し、当社グループの業容拡大を牽引してまいりました。また、日本及び米国での事業立ち上げに携わり、企業経営・組織運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。今後も、業務執行の統括・指揮にその能力・経験を活かすことができるものと判断し、取締役候補者としたしました。
4. 取締役候補者松永浩氏は、取締役として経営全般に携わっており、当社グループ事業に関する豊富な経験と知見を活かして当社グループの業容拡大に貢献してまいり

ました。今後も、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

5. 取締役北島健太郎氏は、本株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたします。

以 上

